

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2021年度)

様式

作成日 2021/10/29

最終更新日 2021/10/29

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2021年10月29日
国立大学法人名		国立大学法人新潟大学
法人の長の氏名		牛木 辰男
問い合わせ先	更新あり	総務部企画課 (TEL:025-262-6026、E-mail : planning@adm.niigata-u.ac.jp)
URL		https://www.niigata-u.ac.jp/

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>○確認の方法</p> <p>第111回経営協議会（令和3年6月23日開催）において今年度の作成スケジュールについて説明を行い、令和3年8月に全原則の適合状況等について確認いただくとともに、意見・質問等を頂戴した。第113回経営協議会（令和3年9月24日開催）において、頂いた意見・質問等に対する本学の対応案について説明を行い、今年度の報告書について審議了承を得た。</p> <p>経営協議会からの意見・質問及び本学の対応については、以下のとおり。</p> <p>○全体について</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度報告でエクスプレインとされた項目のうち、令和3年度末までに対応策を講じることとした7件については、すべて対応策を講じた上でコンプライとなったことは評価できます。エクスプレインのままの4件については、目標スケジュールに沿って必要な対応を引き続き進めていただくようお願いします。</li> <li>・適合状況について大変丁寧かつ解りやすく自己評価しています。総合的な人事方針など今後の改善へ向けもしっかりと説明しています。国立大学法人として新潟大学の経営について透明性確保の積極的取り組みの姿勢が感じられ、地域社会をはじめ県内外から信頼を得る報告内容として評価したいと思います。</li> </ul> <p><b>【対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえ、引き続き真摯に取り組んでまいります。</li> </ul>

<p>経営協議会による確認</p>		<p>○原則1-2、補充原則1-3④、補充原則1-3⑥、原則2-1-4について</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度エクस्पラインの4項目全て「運営費交付金配分ルールが確定後策定する」としています。</li> </ul> <p>そもそもガバナンス・コードの目的は、ステークホルダー向けに構成されるべき、長期的視点での不変的行動規範であります。従ってその主旨から申し上げますと2030年ビジョン達成に至るまでの間、配分ルールの変更は大いにあるものと想定されます。願わくば大学法人のミッションに基づいたビジョンと不変的目標戦略表現が望ましいものと思慮致します。</p> <p><b>【対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状では運営費交付金の配分なくして、大学運営は成り立たない状況です。また、今後の大学運営には多様な財源の活用が重要であるとも認識しております。いずれにしろ、いただいたご意見を踏まえ、検討してまいります。</li> </ul>
		<p>○原則2-3-3について</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル化への今後の対応について書き込む。</li> </ul> <p><b>【対応】</b></p> <p>事務職員の高度化については、今年度、特任専門職員としてSE経験者を2名採用し、情報基盤センターのシステムの更新や、大学業務のデジタル化の推進にあたらせております。</p> <p>今後は、研修の一環として、これらの知見を他の職員へ普及させていく予定です。</p> <p>なお、第4期中期計画では、既存の情報基盤センターを再編し、DX推進統括本部（仮称）を設置する計画としており、DX推進を担うITに精通した人材を継続して確保し全学を挙げてDXを推進する予定です。また、RPAの導入やデジタル化・オンライン化を更に拡大し、人・時間・場所に制約されないデジタル・キャンパスの一層の推進に取り組んでまいります。</p> <p>※RPAとは、Robotics Process Automationの略。ロボットによる業務の自動化を指す。</p>
		<p>○基本原則4について</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Academic Research Organization (ARO) といわれるような研究指導のプロを国際的に採用、育成し、発展を図ることが計画にあげられるべきである。</li> </ul> <p><b>【対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本学医歯学総合病院は、AROに相当する組織として、臨床研究、治験等の研究支援並びに関連する高度な専門家を育成・輩出することを目的に、「臨床研究推進センター」を設置していますが、現状では教育機能や研究を支援するマンパワーが不足しており十分な機能とは言えない状況です。</li> </ul> <p>AROの重要性については認識しておりますので、ご意見を踏まえ、今後検討してまいります。</p>

<p>経営協議会による確認</p>		<p>○<u>補充原則4-2④</u>について</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部通報が有効に機能しているかについて、監事による実効性評価が加わると良い。</li> </ul> <p><b>【対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟大学公益通報対応マニュアルに基づき、公益通報の内容については、全て監事に報告を行い、意見をうかがっております。</li> </ul>
-------------------	--	--

<p>監事による確認</p>	<p>更新あり</p>	<p>○確認の方法 令和3年7月30日に監事へ全原則の適合状況等について説明の後、令和3年8月23日に改めて確認を依頼し、令和3年8月31日に以下のとおり意見を頂戴した。第113回経営協議会（令和3年9月24日開催）において、頂いた意見に対する本学の対応案について説明を行い、今年度の報告書について確認いただいた。</p> <p>○全体について 【意見】 「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2020年度)」(以下「前年度報告書」という。)で、エクスプレインとした事項及びコンプライとした事項の更新の状況を確認しました。その結果、適合状況等については現状を十分に説明しているものと認められます。</p> <p>前年度報告書でエクスプレイン11項目のうち、次の7項目については改善が図られ、各原則を実施していると認められました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補充原則1-3③（ダイバーシティの確保を含めた総合的な人事方針を策定）</li> <li>・補充原則1-4②（長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的育成及び公表）</li> <li>・補充原則2-1-3③（ビジョン実現のための執行体制の整備）</li> <li>・原則2-3-2（多様な人材の登用・確保）</li> <li>・補充原則3-1-1①（経営協議会における審議の充実及び公表）</li> <li>・原則3-3-4（経営力を発揮できる体制の検討）</li> <li>・原則4-1③（法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表）</li> </ul> <p>残りの4項目については、令和3年度及び令和4年度に実施する予定になっていますので、期限内に終了することが求められます。</p> <p>前年度報告書でコンプライとした項目の中で、原則2-2-1（議事録の公表）については、発言内容を記載する等記載内容が充実し、また、原則4-2（外部通報窓口の設置）について、検討の上設置することとなりました。このようにコンプライとした項目の中でも、内容の充実が図られたものがありました。</p> <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえ、引き続き真摯に取り組んでまいります。</li> </ul>
<p>その他の方法による確認</p>	<p></p>	<p>なし</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を（下記に説明する原則を除き）すべて実施している。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等	更新あり	<p>【補充原則 1 - 2 ② 部局ごとの進捗状況等のエビデンスベースでの検証及び検証結果を反映させる仕組みの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期中期目標期間におけるビジョン、目標・戦略を踏まえ、第3期中期目標・中期計画・年度計画を策定しており、第4期中期目標期間における目標・戦略についても大学執行部と各学系との意見交換を重ね、素案を作成した。</li> <li>・本学の中期目標・中期計画・年度計画は、内部質保証及び自己点検・評価実施要項に基づき、部局ごとに毎年度の進捗状況及び達成状況を自己点検・評価し、大学改革・大学評価委員会、経営協議会、教育研究評議会及び役員会にて検証を行い、当該検証結果を踏まえて「国立大学法人新潟大学の将来展開に向けた機能強化基本戦略」の改定や次年度の年度計画の見直しに反映させている。</li> <li>・運営費交付金の配分ルールが不確定な経営環境において、「新潟大学将来ビジョン2030」の実現に向け、第4期にかけて全学的な重点投資型財源や、施設・設備の老朽化対策等の大型費用の財源等を捻出する必要がある。このため令和3年度末までに第3期における部局ごとの進捗状況、成果、コスト等の実施状況を検証し、第4期における資源の重点配分策を含む全学的な財務運営システムを構築予定である。</li> </ul> <p>現在は財務運営システムの構築等に向け、検討事項の洗い出しやスケジュールの作成等を行っている。</p>
	更新あり	<p>【補充原則 1 - 3 ④ 中期的な財務計画（運営費交付金及びその他の公的資金、外部資金を含めた収入の見通しを含めた）の策定】</p> <p>国立大学法人新潟大学中期計画において、中期期間6年間の予算、収支計画及び資金計画を策定しているものの、現時点では、大学セグメント及び病院セグメント単位で中期的な財務推計の作成にとどまり、本学独自の中期的な財務計画の策定には至っていないため、今後、運営費交付金の配分ルールが確定した後に「中期的な財務計画」を令和3年度末を目途に策定する。</p> <p>なお、令和2年度末を目途に策定予定であった暫定的な2年間程度の財務計画は、部局との対話を重ねながら策定に向けて取り組み、令和2年度から令和4年度に掛けての施設整備を見据えた財源確保を中心とした計画を策定した。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等	更新あり	<p>【補充原則1-3⑥ 経営及び教学運営に係る権限と責任の体制、総合的な人事方針、中期的な財務計画、教育研究の費用及び成果等の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人法に則り、経営に関する審議機関としての経営協議会、及び教学運営の実施に係る審議機関としての教育研究評議会を設置し、「基本規則」において、経営協議会及び教育研究評議会の権限と責任を明確にし、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築しており、教育研究の費用及び成果等については、統合報告書、財務諸表、事業報告書及び決算報告書を本学ホームページに公表している。</li> <li>・また、「総合的な人事方針」を策定し、令和3年10月に公表した。</li> <li>・なお、国立大学法人新潟大学中期計画において、中期期間6年間の予算、収支計画及び資金計画は公表しているものの、本学独自の「中期的な財務計画」は運営費交付金の配分ルールが確定した後、令和3年度末を目途に策定し、公表する。</li> </ul>
	更新あり	<p>【原則2-1-4 ビジョン実現のための戦略的な資源配分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学内外の情報やニーズを収集・分析し、学長の意思決定に資するエビデンスを創出することを目的として、学長直轄下の経営戦略本部の下に「IR推進室」を設置しており、IR推進室を通じて示されるエビデンスをもとに、次のような戦略的資源配分を行っている。</li> <li>・予算においては、学長裁量経費を確保し、「国立大学法人新潟大学の将来展開に向けた機能強化基本戦略」に基づき、重点を置く3つの戦略に対して重点配分を行っている。</li> <li>・人事においては、新たな教員人事管理方式として、従来型の定員管理方式ではなく、人件費に応じたポイントの範囲内で自由かつ戦略的に人事を行う管理方式である「ポイント制」を平成30年度から導入している。また、この制度においては、全学の機能強化や人材の多様化を目的に若手・女性・外国人教員の雇用・登用実績に係る分等へ配分する「学長裁量ポイント」の枠組みを構築している。</li> <li>・これらの資源配分については、毎年度その成果を検証し、次年度の予算に反映させるほか、事業報告書等において公表しているところである。</li> <li>・しかしながら、運営費交付金の配分ルールが不確定な経営環境において、「新潟大学将来ビジョン2030」の実現に向け、第4期にかけて全学的な重点投資型財源や、施設・設備の老朽化対策等の大型費用の財源等を捻出する必要がある。このため令和3年度末までに第3期における部局ごとの進捗状況、成果、コスト等の実施状況を検証し、第4期における資源の重点配分方策を含む全学的な財務運営システムを構築予定である。</li> </ul> <p>現在は財務運営システムの構築等に向け、検討事項の洗い出しやスケジュールの作成等を行っている。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、本学の強み・特色・社会的役割（ミッション）を整理し、第3期中期目標期間におけるビジョン、目標・戦略として、「学長メッセージ」、「国立大学法人新潟大学中期経営基本戦略」及び「国立大学法人新潟大学の将来展開に向けた機能強化基本戦略」を策定し、本学ホームページ及び大学案内等で広く社会に向けて公表している。</li> <li>また、今後10年先を見据えたビジョン・目標・戦略として「新潟大学将来ビジョン2030」を各学部等の中堅教員をはじめ、教育研究評議会及び経営協議会、職員、本学学生、地域の企業や高等学校等からも意見を聴取し、学内外からの多様な視点を踏まえながら、令和3年2月に策定した。策定した「新潟大学将来ビジョン2030」は、本学ホームページで公表するとともに様々な機会を通じて広く社会に公表している。</li> <li>・ 令和4年度から始まる第4期中期目標・中期計画について、学内及び経営協議会において意見交換を行いながら、素案を策定した。認可が下り次第本学ホームページにて公表する予定である。</li> <li>・ 「教育・研究のミッション」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/mission/">https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/mission/</a></li> <li>・ 「学長メッセージ」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/university/presidentmessage/">https://www.niigata-u.ac.jp/university/presidentmessage/</a></li> <li>・ 「国立大学法人新潟大学中期経営基本戦略」及び「国立大学法人新潟大学の将来展開に向けた機能強化基本戦略」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/ebstrategy/">https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/ebstrategy/</a></li> <li>・ 「第3期中期目標、中期計画、年度計画」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/plan/">https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/plan/</a></li> <li>・ 「新潟大学将来ビジョン2030」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/vision/vision2030/">https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/vision/vision2030/</a></li> </ul>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学の中期目標・中期計画・年度計画は、「内部質保証及び自己点検・評価実施要項」に基づき、毎年度の進捗状況及び達成状況を自己点検・評価し、大学改革・大学評価委員会、経営協議会、教育研究評議会及び役員会にて検証を行った結果を踏まえて「国立大学法人新潟大学の将来展開に向けた機能強化基本戦略」の改定や次年度の年度計画の策定等に反映させており、その結果を本学ホームページで公表している。</li> <li>・ 「自己点検・評価」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/information/2019/57543/">https://www.niigata-u.ac.jp/information/2019/57543/</a></li> <li>・ 「国立大学法人新潟大学中期経営基本戦略」及び「国立大学法人新潟大学の将来展開に向けた機能強化基本戦略」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/ebstrategy/">https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/ebstrategy/</a></li> <li>・ 「第3期中期目標、中期計画、年度計画」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/plan/">https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/plan/</a></li> </ul>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学法人法に則り、経営に関する審議機関としての経営協議会、及び教学運営の実施に係る審議機関としての教育研究評議会を設置し、「基本規則」において、経営協議会及び教育研究評議会の権限と責任を明確にし、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築しており、本学ホームページに公表している。</li> <li>「運営体制図」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/organization/management/">https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/organization/management/</a></li> </ul>
補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>本学では、令和2年3月に「新潟大学ダイバーシティ推進に係る宣言」を策定し公表している。本宣言の中で、本学は多様で優秀な人材の教育研究への参画と活躍を進め、次世代の人材の育成を図り、一層ダイバーシティ（多様性）を推進するために、ジェンダー、年齢、国籍、宗教、障がいの有無などの違いにかかわらず、構成員一人ひとりが互いを尊重しながら協働し、能力や個性を發揮し、知を創造しうる環境を整えることを謳っている。</li> <li>また、学長裁量の人事ポイントの活用により若手教員や女性教員の採用促進に取り組んでいるとともに、令和3年度より文部科学省の補助事業を活用した女性教員の上位職への登用など更なる活躍に向けた取組を鋭意実施しているところである。</li> <li>このような宣言の内容やこれまでの取り組みを踏まえた教員・職員に関する総合的な人事方針を策定し、令和3年10月に公表した。</li> <li>「新潟大学におけるダイバーシティ推進宣言」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/nu_diversity/">https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/nu_diversity/</a></li> <li>「国立大学法人新潟大学人事方針」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/personnel_policy/">https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/personnel_policy/</a></li> </ul>
補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	更新あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学法人新潟大学中期計画において、中期期間6年間の予算、収支計画及び資金計画を策定しているものの、現時点では、大学セグメント及び病院セグメント単位で中期的な財務推計の作成にとどまり、本学独自の中期的な財務計画の策定には至っていないため、今後、運営費交付金の配分ルールが確定した後に「中期的な財務計画」を令和3年度末を目途に策定する。</li> <li>なお、令和2年度末を目途に策定予定であった暫定的な2年間程度の財務計画は、部局との対話を重ねながら策定に向けて取り組み、令和2年度から令和4年度に掛けての施設整備を見据えた財源確保を中心とした計画を策定した。</li> </ul>
補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）	更新あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>本学では、教育研究の費用及び成果等については、統合報告書、財務諸表、事業報告書及び決算報告書において公表している。</li> <li>「新潟大学統合報告書」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/ir2021.pdf">https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/ir2021.pdf</a></li> </ul>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>	更新あり	<p>・ 本学では、法人経営の一端を担わせることを目的として、特命理事や学長特命補佐、副学長、学長室メンバーといった学長を補佐するポストに適任者を登用している。</p> <p>また、国立大学協会が毎年実施しているユニバーシティ・デザイン・ワークショップに、就任前や就任直後の理事・副学長を積極的かつ計画的に参加させることで、法人経営の感覚を身につけた経営人材の育成に努めている。</p> <p>・ 「法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針」を策定し、令和3年10月に公表した。今後、担当理事を中心に毎年度フォローアップを実施する予定としている。</p> <p>・ 「国立大学法人新潟大学人事方針」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/personnel_policy/">https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/operation/personnel_policy/</a></p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>・ 本学では、各理事、副学長に対して、担当する業務、担当する組織及び担当する全学委員会を割り当て、その責任・権限等を明確にしている。</p> <p>・ 「理事の担当業務」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/r_tanto.pdf">https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/r_tanto.pdf</a></p> <p>・ 「副学長の担当業務」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/rf_tanto.pdf">https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/rf_tanto.pdf</a></p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>	更新あり	<p>・ 本学の議事録は「国立大学法人新潟大学役員会の議事及び運営に関する要項」第8に基づき、議事概要を本学ホームページに公表しており、令和3年10月開催分から情報共有と透明性の確保の観点から「主な意見及び質疑等」を記載することとした。</p> <p>・ 「役員会議事概要」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/announce/proceedings/">https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/announce/proceedings/</a></p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>	更新あり	<p>・ 6名の常勤理事のうち、2名は他大学で経営の経験を有する理事であり、また1名の女性理事を置いている。さらに、外資系民間企業の現職の女性役員を1名、非常勤理事とし、民間企業の観点を取り入れることで、一層の経営力強化を図っている。</p> <p>これらの理事の経歴については、本学ホームページで公表している。</p> <p>また、多様な人材登用のスタンスを明確に示すため、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めるのかを明文化し、令和3年10月に公表した。</p> <p>・ 「外部理事の登用について」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/gaiburiji.pdf">https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/gaiburiji.pdf</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>	更新あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営協議会の学外委員の選任に当たっては、国立大学法人新潟大学基本規則第15条第2項(3)の規程に基づき、様々な分野（マスメディア、行政機関、他大学及び企業経営者）など幅広い分野から選考している。</li> <li>また、議題の設定などの運営方法の工夫として、外部資金の獲得について、産学連携と地域貢献などをテーマとした意見交換を行い、実際の運営に反映させている。</li> <li>・ 経営協議会の学外委員の選考方針及び経営協議会の運営方法について策定し、令和3年10月に公表した。</li> <li>・ 「国立大学法人新潟大学経営協議会の学外委員の選考方針について」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/senkouhoushin.pdf">https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/senkouhoushin.pdf</a></li> <li>・ 「国立大学法人新潟大学経営協議会の運営方法について」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/uneihouhou.pdf">https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/uneihouhou.pdf</a></li> </ul>
<p>補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学学長に必要とされる資質・能力に関する基準、選考結果、選考過程及び選考理由について、学内に掲示するとともに本学ホームページに掲載し、学内外に広く公表している。</li> <li>・ 「国立大学法人新潟大学学長選考基準細目」 <a href="https://education.joureikun.jp/niigata_univ/act/frame/frame110000019.htm">https://education.joureikun.jp/niigata_univ/act/frame/frame110000019.htm</a> 17 学長候補者の選定の報告 学長選考会議は、基準9の定めに基づき学長候補者を選定したときは、別記様式第19号により書面で学長に報告し、別記様式第20号により学内に掲示するとともに新潟大学ホームページに掲載する。</li> </ul>
<p>補充原則 3-3-1 ② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成29年実施の学長選考後、学長選考会議において、次期学長選考に向けて学長の任期を変更するか否かについて審議が行われ、投票の結果、現行どおりの任期とすることが決定されている。</li> <li>また、国立大学法人新潟大学学長選考基準10（再任の特例）に基づき再任することとなる場合、学長選考候補者の推薦手続き及び学内意向投票は行わないことに改めている（平成31年）。</li> <li>・ 「国立大学法人新潟大学学長の任期に関する規程」 <a href="https://education.joureikun.jp/niigata_univ/act/frame/frame110000017.htm">https://education.joureikun.jp/niigata_univ/act/frame/frame110000017.htm</a> (任期) 第2条 学長の任期は、4年とする。 2 学長は、再任されることができる。ただし、前項に規定する学長の任期に引き続く再任は1回に限るものとし、この場合の任期は2年とする。</li> </ul>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人新潟大学学長の解任手続に関する規則第3条において、学長選考会議は、学長が次のいずれかに該当する場合は、審査の上、その議決に基づき、文部科学大臣に学長の解任を申し出ることができる旨規定している。</li> <li>(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。</li> <li>(2) 職務上の義務違反があるとき。</li> <li>(3) 職務の執行が適当でないため本法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき。</li> <li>(4) その他学長たるに不適当と認めるとき。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国立大学法人新潟大学学長の解任手続に関する規則」及び「国立大学法人新潟大学学長の解任手続に関する規則実施細則」を制定し、本学ウェブサイト「新潟大学規程集」において公表している。</li> <li>・「国立大学法人新潟大学学長の解任手続に関する規則」 <a href="https://education.joureikun.jp/niigata_univ/act/frame/frame110000020.htm">https://education.joureikun.jp/niigata_univ/act/frame/frame110000020.htm</a></li> </ul>
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人新潟大学学長選考会議規則第2条第3項に基づき、学長選考会議は、学長の在任期間が3年を経過したとき、学長在任期間3年間の業績を評価することとしている。</li> <li>しかし、令和2年2月の現学長就任以降、任期途中における中間評価を行っていないため、基準日現在で公表実績はない。</li> <li>なお、評価結果については、本人、教育研究評議会及び経営協議会に送付している。</li> <li>・「学長選考会議規則」 <a href="https://education.joureikun.jp/niigata_univ/act/frame/frame110000016.htm">https://education.joureikun.jp/niigata_univ/act/frame/frame110000016.htm</a></li> </ul>
原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由	更新あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年6月23日開催の第78回学長選考会議において、現時点では、大学総括理事を置く必要がないという意見が多いものの、将来を見据えた検討が必要との意見や教学と経営を分けたほうが良いとする意見があったことから、大学総括理事については引き続き検討することとした。</li> </ul>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学では「国立大学法人新潟大学業務方法書」(第2章)において、役員(監事を除く。)の職務の執行体制の整備に関する事項を定め実行している。</li> <li>なお、「内部統制システムの整備に関する基本方針」により、内部統制に関する責任者、内部統制推進部門、内部統制システムの整備に関する年度計画の策定、内部統制上の重大な問題を認識したときの報告・措置、モニタリングに関する方針を定め実行している。</li> <li>また、コンプライアンス推進のため、以下の指針、規則等を定め実行している。</li> <li>・新潟大学行動規範(平成21年制定)</li> <li>・新潟大学の科学者行動規範・科学者の行動指針(平成18年制定、平成27年10月改正)</li> <li>・反社会的勢力に対する基本方針(令和元年制定)</li> <li>・コンプライアンス規則(平成26年制定、平成27年～令和2年までに5回改正)</li> <li>・新潟大学の研究活動の不正行為防止に関する基本方針(平成27年制定、平成28年～令和3年までに4回改正)</li> <li>・研究活動の不正行為に関する取扱規程(平成19年制定、平成24年～令和3年までに8回改正)</li> <li>・研究費等の管理・運営に関する基本方針(平成19年制定、平成27年改正)</li> <li>・研究費等の不正使用に関する取扱規程(平成19年制定、平成24年～令和2年までに9回改正)</li> <li>・公益通報者保護規程(平成19年制定、平成24年～26年までに3回改正)</li> <li>・職員倫理規程(平成16年4月制定、平成20年～令和2年までに4回改正)</li> <li>・ハラスメントの防止等に関する規程(平成28年制定、平成30年～令和3年までに7回改正)</li> <li>・職員の懲戒等に関する規程(平成16年制定、平成17年～令和3年までに21回改正)</li> </ul> <p>さらに、内部監査に関する以下の規程を定め実行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人新潟大学内部監査規程(平成16年制定、平成17年～令和2年までに7回改正)</li> <li>・国立大学法人新潟大学競争的資金内部監査要項(平成16年制定、平成17年～平成31年までに9回改正)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国立大学法人新潟大学業務方法書」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2016/03/gyomuhouhousyo-1.pdf">https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2016/03/gyomuhouhousyo-1.pdf</a></li> <li>・「内部統制システムの整備に関する基本方針」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2019/05/naibuhoushin.pdf">https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2019/05/naibuhoushin.pdf</a></li> <li>・「コンプライアンス(法令の遵守)」 <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/compliance/">https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/compliance/</a></li> </ul>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>	更新あり	<p>・学校教育法施行規則に基づき公表するものとされている教育研究活動等の状況についての情報は、「新潟大学における教育関連情報の公表に関する要項」に基づき、本学ホームページに公表している。</p> <p>なお、これ以外の法人の経営、教育、研究、社会貢献活動等の様々な情報については、公表する情報に応じて、本学ホームページ及び様々な刊行物により情報発信している。</p> <p>また、様々な刊行物のうち「新潟大学統合報告書」は、本学の財務状況と教育研究活動等の非財務情報を組み合わせて新潟大学の活動状況について情報発信している。</p> <p>さらに、年4回発行する「六花」は、本学の特色ある研究、教育プログラム、医療活動、地域との連携、学生の活躍などを紹介している冊子であり、本学卒業生、寄附者、企業、自治体等に送付している。加えて、本学の優れた教育・研究成果、イベント情報などを報道機関及びSNSに随時投稿している。</p> <p>・「新潟大学統合報告書」  <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/ir2021.pdf">https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/ir2021.pdf</a></p> <p>・「六花」  <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/university/pr/publications/rikka/">https://www.niigata-u.ac.jp/university/pr/publications/rikka/</a></p>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>	更新あり	<p>・本学の様々な情報については、主に本学ホームページにおいて情報発信しているが、より詳細な情報を発信するため、様々な冊子体を発行し配付している。また、TwitterなどのSNSを利用して本学の教育研究の成果、イベント情報やタイムリーな話題を情報発信している。</p> <p>主な冊子体は以下のとおり。</p> <p>・「新潟大学統合報告書」は、本学の財務情報と教育研究活動等の非財務情報を組み合わせて本学の活動状況を公表している。</p> <p>・「六花」は、本学の特色ある研究、教育プログラム、医療活動、地域との連携、学生の活躍などを公表している。</p> <p>・「新潟大学案内」及び各学部等の案内（冊子体）は、本学を志望する受験生を対象に、本学の教育プログラムの特徴や身につけることができる能力、学生生活の様子などを情報発信している。</p> <p>・「新潟大学統合報告書」  <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/ir2021.pdf">https://www.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/ir2021.pdf</a></p> <p>・「六花」  <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/university/pr/publications/rikka/">https://www.niigata-u.ac.jp/university/pr/publications/rikka/</a></p> <p>・「新潟大学大学案内」  <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/university/pr/publications/guide/">https://www.niigata-u.ac.jp/university/pr/publications/guide/</a></p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 4 - 1 ②                      学生が享受できた教育成果を示す情報</p>	更新あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が身に付けることができる能力とその根拠として、新潟大学及び各学部・研究科が定める3つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を、「新潟大学案内」（冊子体）、各学部・研究科の案内（冊子体）及び本学ホームページに公表している。</li> <li>また、学修到達目標に対する学修成果の観点から「学位プログラム評価」を令和2年度に実施しており、報告書を令和4年3月を目処に公表予定である。</li> <li>・ 学生の満足度については、毎年度毎学期、満足度に関する設問を含んだ授業評価アンケートを実施し、本学ホームページに公表している。</li> <li>また、学修成果検証アンケートを3年毎に実施し、卒業生と就職先企業に対して、満足度及び知識・能力のレベルを確認しており、報告書にまとめて公表している。</li> <li>・ 学生の進路状況等については、「新潟大学案内」、各学部・研究科の案内及び本学ホームページに公表している。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新潟大学及び各学部の“三つのポリシー”」  <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/policies/f-policies/">https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/policies/f-policies/</a></li> <li>・ 「授業評価アンケート」  <a href="https://www.iess.niigata-u.ac.jp/epc/eso/education.html">https://www.iess.niigata-u.ac.jp/epc/eso/education.html</a></li> <li>・ 「学修成果検証アンケート」  <a href="http://www.iess.niigata-u.ac.jp/pdf/questionnaire_H27-29.pdf">http://www.iess.niigata-u.ac.jp/pdf/questionnaire_H27-29.pdf</a></li> <li>・ 「進路・就職状況」  <a href="https://www.career-center.niigata-u.ac.jp/situation2.html">https://www.career-center.niigata-u.ac.jp/situation2.html</a></li> </ul>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報」  <a href="https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/announce/">https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/announce/</a></li> <li>・ 「医療法施行規則第7条の2及び同規則第7条の3に規定する情報」  <a href="https://www.nuh.niigata-u.ac.jp/about/">https://www.nuh.niigata-u.ac.jp/about/</a></li> <li>・ 「医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報」  <a href="https://www.nuh.niigata-u.ac.jp/about/iryouanzenkansaiinkai.php">https://www.nuh.niigata-u.ac.jp/about/iryouanzenkansaiinkai.php</a></li> </ul>